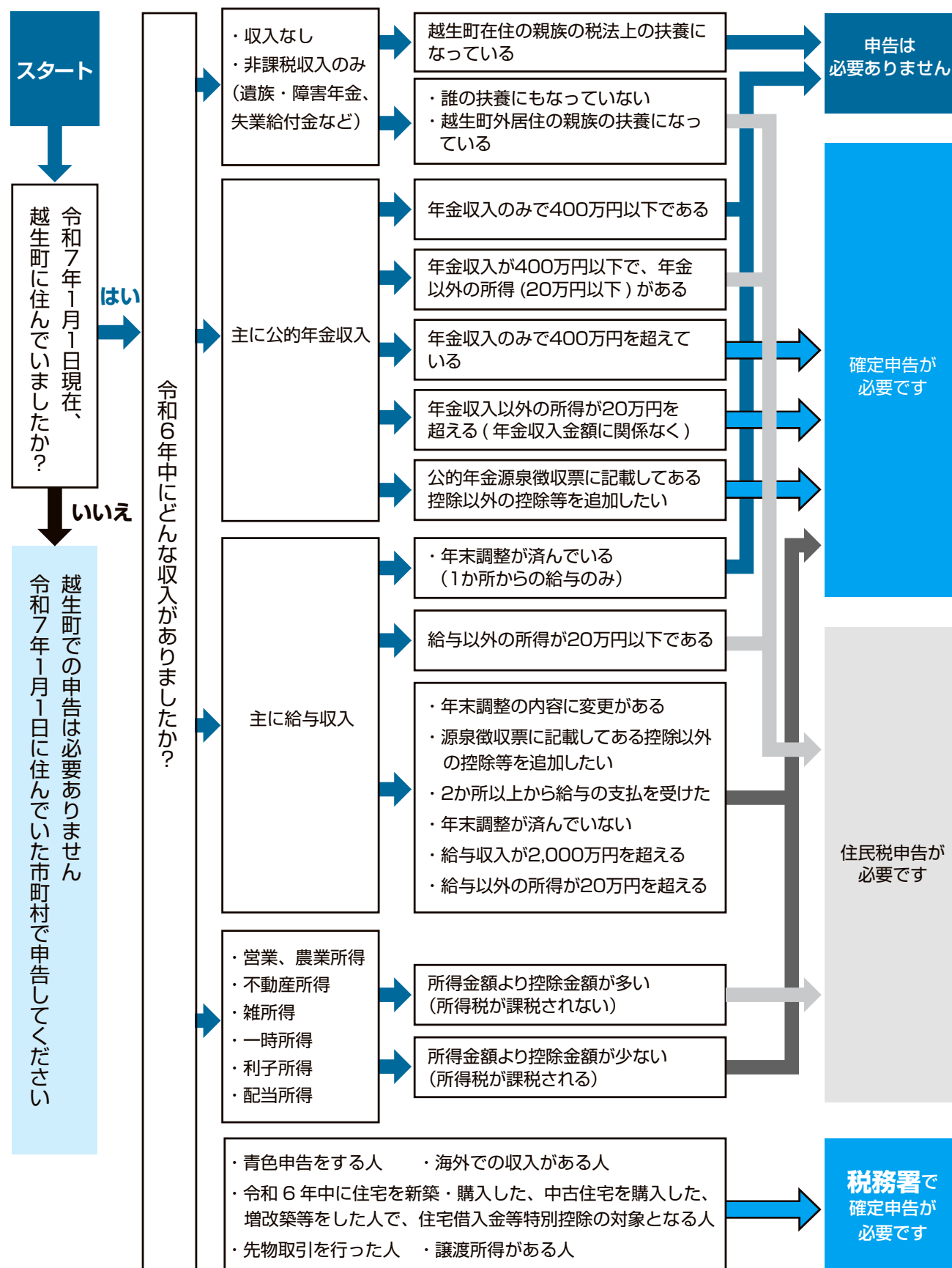


申告は必要? 確認してみましょう

- ・特例の適用などによっては下図に沿わない場合もあります。不明な点はお問い合わせください。
- ※下図中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。
- ・所得税の還付を受けるためには下図に関わらず必ず確定申告が必要です。



町・県民税申告、確定申告受付のお知らせ

町・県民税、所得税の確定申告受付を行います。
会場は大変混雑するため、ご自宅からできる電子申告がおすすめです。

ご自宅からの申告方法

スマホとマイナンバーカードを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から自宅で申告書を作成・提出(送信)できます。

また、マイナポータルとe-Taxを連携(マイナポータル連携)すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるので、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。

さらに、給与所得や公的年金等の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。

なお、マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。

この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。

確定申告はこちら



マイナポータル連携はこちら



川越税務署からのお知らせ

所得税、個人消費税、贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

会場 川越税務署(川越市大字並木452-2)

期間 2月17日(月)～3月17日(月)

土、日及び祝日を除く。ただし、3月2日の日曜日は開設します。

時間 相談受付: 午前8時30分～午後4時

相談開始: 午前9時～

※確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行。

②会場で当日配付(配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をお勧めします。)

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本

とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワ

ード(①署名用電子証明書用 英数字6～16文字、②利用者証明用電

子証明書用数字4桁)が分かるようにしてお越しく下さい。



国税庁LINE公式アカウント

川越税務署 ☎ 235-9411